

岩倉市特別職報酬等審議会（第2回）会議録（要約）

日 時 平成30年1月23日（火） 午前10時～午前11時
場 所 岩倉市役所 7階 会議室7
出席者 （委員）小瀬木正勝、岡島正利、赤尾光清、恒川健治、伊藤憲治、櫻井芳樹、浅田善一、山田幹夫、小笠原三代子
（事務局）総務部長 山田日出雄、秘書企画課長 佐野剛、同統括主査 加藤淳、同主任 伊藤俊樹
欠席者 （委員）東野広隆

1 会長あいさつ

2 審議

事務局より配布資料1～3の説明。

（会長） 忌憚のない意見を出していただきたい。

（委員） 以前、教育長の報酬が下がったが、それは誰のときか。

（事務局） 長屋教育長のときである。

（委員） 総合計画の成果指標はいくつあるのか。

（事務局） 全体で259項目あるが、市民意向調査ないし市民意識調査で把握する指標は64項目である。

（委員） 成果指標の64項目のうち、この12項目を抽出した理由は何か。

（事務局） 総合計画の基本方針全体に係る指標を抽出したものである。

（委員） 市民意向調査、市民意識調査の調査方法はどのようなか。

（事務局） 市民意向調査は5年に一度実施しており、平成25年度の調査では4,000人を小学校区も考慮して無作為抽出して実施し、約半数から回答を得ている。また、市民意識調査は毎年実施しており、平成28年度の調査では2,500人を小学校区も考慮して無作為抽出して実施し、約4割の方から回答を得ている。

（委員） 市長には副市長、教育長を罷免する権限を有するのか。

（事務局） 有する。

（委員） 資料3の成果指標は、市長のマニフェストに対するものか。

（事務局） 市長のマニフェストに対してはまだ評価するものはない。資料3は市の施策に対する評価である。

（委員） 資料3は平成28年が最新のものであるため、前市長の評価であると思われるが。

（委員） 平成28年に市長は副市長として就任していたため、副市長の評価として見られるのではないか。

- (委員) 資料3中「電車・バスなどの公共交通の利便性に満足している市民の割合」のみ数値が減少しているが、何か分析はしているか。
- (事務局) 電車、バスなどの公共交通については、主に名鉄が実施しており、指標の分析は難しいが、現実としての数値は受け止めている。
- (委員) 議員の政務活動費はいくらか。
- (事務局) 年間18万円である。
- (委員) 資料3で説明のあった64項目はいつ作られたものか。また、全てに目標値があるのか。
- (事務局) 第4次総合計画策定時の平成21年度～22年度に作られたものである。また、全ての指標に目標値は設定している。
- (委員) 64項目を総じて見ると上昇しているか。
- (事務局) 全項目の平均値は出していないため分からないが、資料で提示した項目は平均すると上昇傾向にある。
- (委員) 報酬は、市長個人で考慮するのか、岩倉市長としての職責で考慮するのかが不明であった。職責で考慮するならば資料3は非常に分かりやすいものである。市長個人の評価は、選挙にて行われるものと理解している。
- (委員) 市議会議員の報酬は、副収入がないと安いようにも思う。
- (会長) 資料に対する質疑はここまでとして、報酬額の是非を問いたいのので、委員からそれぞれ意見をいただきたい。
- (委員) 据え置きでよいと思う。資料3を見ても目標値に近づいている段階であり、2年後の調査で再び検討できればよいと思う。
- (委員) 出勤日数から引き上げとしてもよいとは思いますが、市長が就任1年目ということも考慮すると据え置きが妥当かと思う。
- (委員) 指標から2年後の調査で再び検討すべきであり、据え置きでよいと思う。
- (委員) 市民からの評価も上がっているが、引き上げるべきとの段階までは至っておらず、据え置きでよいと思う。
- (委員) 前回と今回の資料から、据え置きがよいと思う。
- (委員) 同規模の自治体と比較すると高額ではあるが、指標も考慮し、据え置きでよいと思う。
- (委員) 近隣市との比較から高額ではないかと思うが、指標も考慮し、据え置きでよいと思う。
- (委員) 他自治体が引き下げたときに岩倉市は引き下げをしなかったが、現段階で他自治体が引き下げていないのに岩倉市が引き下げることは説明がつかないため、据え置きでよいかと思う。
- (会長) 皆さんの意見から、自分も据え置きでよいと思う。

(会長) 改めて採決を採るため、委員の挙手を願いたい。引き上げるべきとの考えの委員は挙手をお願いしたい。

(挙手する者なし)

(会長) 据え置くべきとの委員は挙手をお願いしたい。

(挙手全員)

(会長) 全員据え置くべきとのことであるため、引き下げについては問わない。市長への答申については、私に一任ということによろしいか。

(意見する者なし)

(会長) 意見なしのため、私に一任していただきたいと思います。

(事務局) 据え置きとの回答をいただいたが、市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員の報酬等を据え置きということによろしいか。

(会長) 市長、副市長、教育長、議長、副議長、議員の報酬等について据え置きということである。

3 その他

事務局より配布資料4の説明。

(会長) 忌憚のない意見を出していただきたい。

(会長) 通勤手当は、特別職の報酬等に入るものか。改めて審議するものであるのか。

(事務局) 入らない。本報酬審議会の所掌事務ではないが、給与という面で考慮し、意見を賜りたい。

(委員) なぜ、今まで通勤手当を支給していなかったということと、上限が55,000円である理由は何か。

(事務局) そもそも特別職には通勤手当は支給しないものと考えていたが、近隣市が支給していることが分かったことと、そもそも通勤手当が実費弁証的な性格であるため、検討したいと考えたものである。自転車等の場合の通勤手当の額は、所得税の非課税限度額に合わせたものである。

(委員) 一般職の職員の市内、市外の在住率はいくらか。

(事務局) 市内在住率が約4割、市外在住率が約6割である。なお、通勤手

- 当額は国家公務員のものと同額である。
- (委員) 公共交通機関を利用している場合は、全額支給しているということか。
- (事務局) 上限はあるが、そのとおりである。
- (委員) 出張手当は支給されるのか。
- (事務局) 旅費として支給しており、特別職にも支給している。
- (会長) 通勤手当は実費弁証という性格であるため、支給すべきと思う。
- (委員) イメージでは、特別職など役員は送迎があると思うが、特別職はどのように通勤しているか。
- (事務局) 市長は徒歩や家族の送迎で登庁している。他市では公用車で送迎があるところもあるが、岩倉市では行っていない。
- (委員) 今、議論するということは、該当者がいるのか。
- (事務局) そのとおりである。かつては特別職は市内在住者だけのときもあったが、制度上は市外在住者でもよいものである。
- (会長) 通勤手当を支給するために、何か手続きはあるのか。
- (事務局) 条例の改正が必要である。
- (委員) 該当者がいれば、実費弁償をすべきであると思う。

以上